

坂出港カーボンニュートラルポート形成協議会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、坂出港の脱炭素化を推進するため、坂出市が策定する坂出港カーボンニュートラルポート形成計画に、港湾関係者等の意見および脱炭素化の取組を反映させるため、坂出港カーボンニュートラルポート形成協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議を行う。

- (1) 温室効果ガスの削減目標および削減計画に関する事項
- (2) 水素・燃料アンモニア等供給目標および供給計画に関する事項
- (3) 港湾・産業立地競争力の向上に向けた方策に関する事項
- (4) その他坂出港カーボンニュートラルポート形成計画に関する事項

(構成)

第 3 条 協議会の委員長は互選にて決定し、副委員長は委員長が指名する。

2 構成員の追加は、事務局からの申し出に基づき委員長が決定する。

(委員長および副委員長)

第 4 条 委員長は協議会を代表し、会議を主宰する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長が不在の時は、委員長の職務を代理する。

(開催)

第 5 条 協議会は、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めた場合は、第 3 条に規定する構成員以外の者の出席を求めることができる。

3 委員長が必要と認めた場合は、協議事項および出席者を限定したワーキンググループを設置することができる。

(協議会の取扱い)

第 6 条 協議会は、構成員の自由な議論を担保する観点等から、原則として非公開とする。

2 議事次第は、会議終了後に公開する。

3 議事次第以外の配布資料の公開または非公開の判断は、協議会に諮り、事務局が行う。

4 協議会の議事は、会議終了後に、発言者が特定されない形で概要のみ公

開する。

(秘密保持)

第7条 協議会の構成員および参加者は、協議会で知り得た情報（前条の規定により公開された議事次第，配布資料および議事概要を除く。）を外部に漏らし，または無断で使用してはならない。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は，坂出市建設経済部港湾課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか，協議会の運営に関して必要な事項は協議会に諮り，委員長が別に定める。

付 則

この要綱は，令和4年9月16日から施行する。